

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針 (変更案) 概要

平成29年11月22日

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 第4回協議会

山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、山辺町、中山町、
河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
山形県、山形地方气象台、国土交通省東北地方整備局

①概ね5年で実施する取組への加筆事項

ハード対策の主な取組(取組方針P21)

現状

○無堤地区の解消、河道掘削による河積確保を計画的に実施している。

課題

○県管理河川では、戦後最大規模の降雨に対する安全性確保を推進するとともに、現況河川の堆積土砂撤去・支障木伐採により流下能力の維持・向上を図る必要がある。

取組項目

○河道掘削、河道内樹木伐採

具体的な取組

地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨の増加等への対応として、県管理河川のうち**160km(約190箇所)**を対象に、H29～H33の5ヶ年で堆積土・支障木対策を実施する。

阻害要因別の対策パターン

①主に小規模河川で堆積土と支障木が河積を阻害している箇所

堆積土の撤去に併せて支障木の除根も行う。



②主に中規模河川で高水敷等の支障木が河積を阻害している箇所

支障木の伐採のみでは根が残り、5年程度で樹木が再生するため、対策が困難な中州や、河川の構造上、弱点となる屈曲部、橋梁部では、併せて除根も行う。



③主に中規模河川で低水路の堆積土が河積を阻害している箇所

堆積土の撤去にあたっては、全量の掘削は行わず、自然環境や浸水利用にも配慮する。



④上記②③の要因が合わさり河積を阻害している箇所

②③の対策を組み合わせる。

箇所選定基準と目標

治水上の影響度合いに応じて、沿川区分を下記のとおり設定する。

沿川区分	設定の考え方
市街地(A)	家屋や商業施設、工業施設等が密集し、河川の氾濫により甚大な被害が想定される地域
市街地近郊(B)	家屋等が点在し、河川の氾濫により大きな被害が想定される地域
その他(C)	上記以外の地域

(2) 配慮すべき箇所

氾濫が発生した場合、重大な影響を及ぼす箇所や治水上のネック箇所として、対策において配慮すべき箇所を下記のとおり設定する。

配慮すべき箇所	設定の考え方
要配慮者利用施設に影響のある箇所(要)	河道内の堆積土や支障木により流下能力が著しく低下しており、洪水時に越水や溢水等が発生した場合、下流に位置する要配慮者利用施設に影響を及ぼす箇所
洪水被害を受けやすい屈曲部(屈)	内岸側の堆積土や支障木により流下能力が上下流に比べ著しく低下しており、洪水時に越水や溢水、河岸侵食等の危険性がある箇所
流木が引っかかりやすい橋梁部(橋)	橋梁付近の堆積土や支障木が河積を阻害しているため、洪水時に流木等が集積しやすく、越水や溢水等の危険性がある箇所

(3) 選定基準と目標

上記(1)(2)の区分に応じ、選定基準と目標を下記のとおり設定する。

沿川区分・配慮すべき箇所	選定基準	目標
市街地(A) 要配慮者利用施設に影響のある箇所(要)	河道閉塞率10%超	河道閉塞率を5%以下とする
市街地近郊(B) 洪水被害を受けやすい屈曲部(屈) 流木が引っかかりやすい橋梁部(橋)	20%超	河道閉塞率を10%以下とする
その他(C)	30%超	河道閉塞率を15%以下とする

(4) 対策実施延長

上記の選定基準に基づき、堆積・繁茂区間 518 kmのうち、**160 km(約190箇所)**で対策を実施する。[県管理河川延長の5.7%]

着工前



支障木伐採完了



ハード対策の主な取組(資料4のP22, P32参照)

現 状

○職員等の経験による避難勧告・指示の発令判断、地区独自で判断する場合がある。

課 題

○河川管理者は、自治体の的確な避難勧告、指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。

取組項目

○リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置

具体的な取組

- ・近年5ヶ年の洪水による浸水箇所を対象に量水表の設置を進める。
- ・簡易水位計については、活用方法等について地域の方も交えて検討を行い、必要性の高い箇所への設置を検討。

簡易水位計の検討課題

- ・簡易水位計等を設置した場合、日々のメンテナンスにより稼働の确实性の確認手法の検討
- ・水位データが県のシステムに届かないため、情報の伝達手法を検討
- ・洪水時を想定した活用方法の検討

量水表設置例



アラート例



※堤防にアラートを設置して危険度を周知

水電池設置例



ソフト対策の主な取組(資料4のP24, P32参照)

現 状

○想定最大降雨に対する洪水浸水想定区域図を検討しており、直轄管理区間については平成28年度中に公表済み。県管理河川では、洪水浸水想定区域図作成対象河川32河川について、順次作成を進めている。

課 題

- 大規模氾濫時の浸水特性、地区や避難者の特性に応じた最適な避難計画を立案し、住民に周知する必要がある。
- 大規模氾濫時の避難所の浸水、避難所不足、避難者の飽和に対して、山形県に根付く「お互い様の精神」で広域避難を立案する必要がある。

取組項目

○想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(最上川上流)の公表。

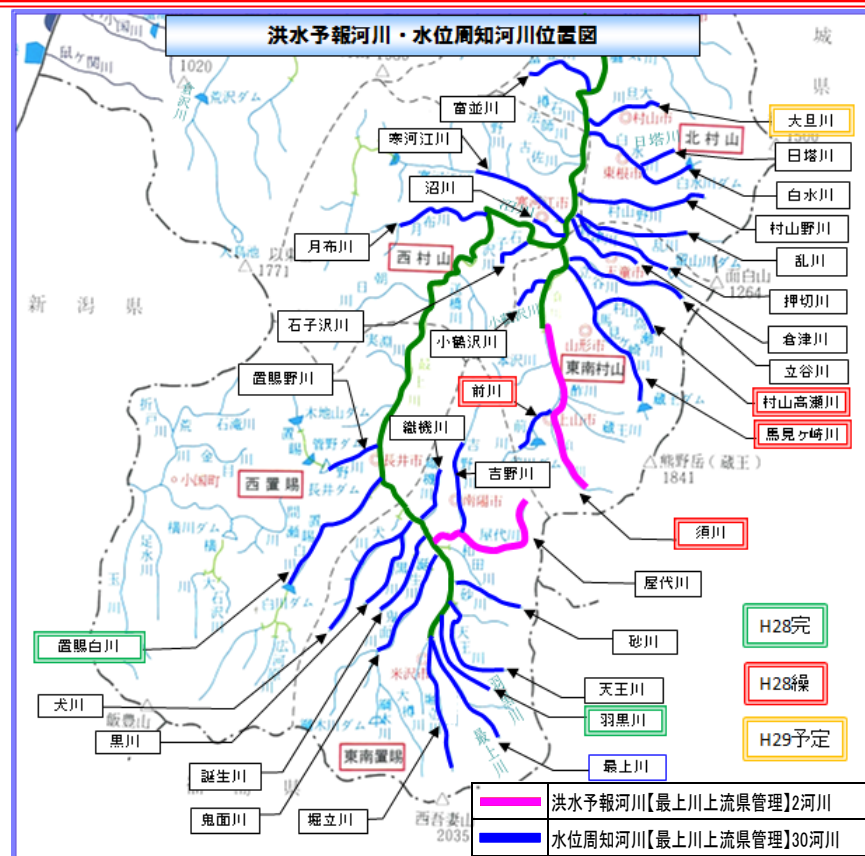
具体的な取組

○最上川上流県管理河川のうち、洪水予報河川及び**水位周知河川(32河川)**について**洪水浸水想定区域図**を策定し公表する。

村山総合支庁管内	須川、石子沢川、立谷川、 馬見ヶ崎川 、 村山高瀬川 、小鶴沢川、 前川 、倉津川、乱川、押切川
村山総合支庁(西庁舎)管内	月布川、沼川、寒河江川
村山総合支庁(北庁舎)管内	村山野川、白水川、日塔川、 大旦川 、富並川
置賜総合支庁管内	屋代川、最上川、掘立川、 羽黒川 、天王川、砂川、鬼面川、吉野川、誕生川、織機川、犬川、黒川
置賜総合支庁(西庁舎)管内	置賜白川 、置賜野川

※青文字河川：策定済み河川

※赤文字河川：策定中河川



ソフト対策の主な取組(資料4のP24, P32参照)

現 状

- 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準、避難確保計画策定のための支援策が定められていない。
- 大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準、計画のチェック項目が定められていない。

課 題

- 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準設定、避難確保計画策定及び避難訓練について、関係機関の支援検討を行う必要がある。
- 大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準及び避難計画の記載内容について、検討を行う必要がある。

取組項目

- より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成
- 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

具体的な取組

- 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準設定および避難計画策定への支援検討
- 大規模工場等の地域防災計画への掲載判断基準および避難計画の内容について検討

要配慮者利用施設に対する対応

- ・洪水浸水想定区域が複数市町村にまたがる場合を考えると、施設選定の統一基準が必要であり、その検討を進める。
- ・避難計画策定に対して、関係機関の可能な支援策について検討を進める。

大規模工場等に対する対応

- ・対象となる大規模工場等は、浸水想定区域内に存することに加えて、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものとしていることから、その基準について市町村毎に検討を進める。

ソフト対策の主な取組(資料4のP26, P32参照)

現 状

○危険水位等設定河川以外の河川について、避難勧告の発令対象区域、発令判断基準が設定されていない。

課 題

○危険水位等設定河川以外の河川について、避難勧告の発令対象区域、発令判断基準の設定に向けて検討が必要である。

取組項目

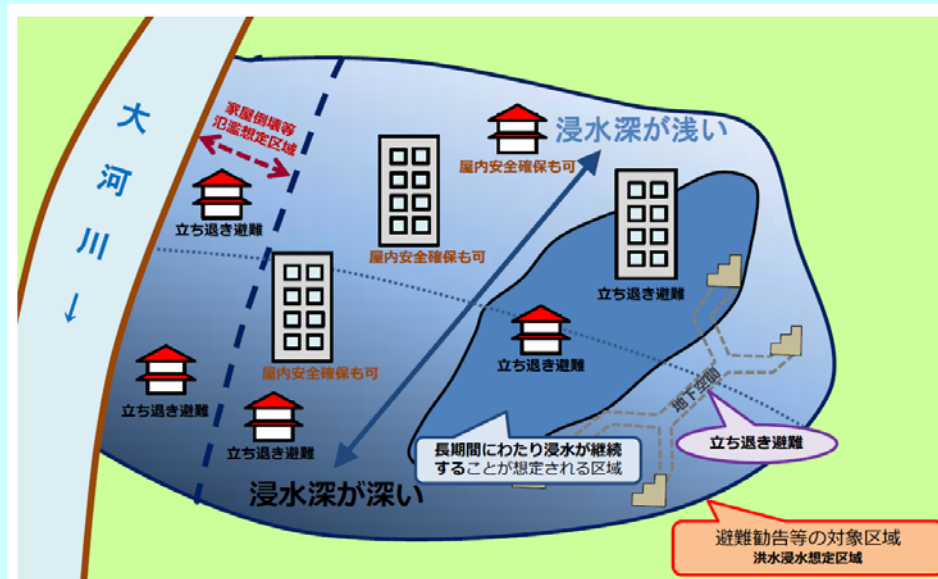
○(危険水位等設定河川以外の河川) 避難勧告等の発令基準・区域の設定検討

具体的な取組

○危険水位等設定河川以外の河川について、避難勧告の発令対象区域・発令判断基準の設定検討
※他県の事例等も参考にしながら、避難勧告等の発令対象区域・発令判断基準の検討を進める。

避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)の概要

- ・ガイドラインでは、「洪水予報河川、水位周知河川、以外のその他河川からの氾濫についても、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。」としている。
- ・その他河川等については、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に応じて避難勧告等を発令する。



河川からの氾濫が想定される際の避難勧告等の発令対象区域イメージ

ソフト対策の主な取組(資料4のP26, P32参照)

現 状

○県では、水防法に基づく河川管理者、関係機関の対応をまとめたタイムライン(案)は作成しているが、河川毎のタイムラインは作成していない。

課 題

○河川管理者は、自治体の的確な避難勧告、指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。

○次にやるべきことは何かを把握した上で、避難勧告、指示を発令する必要がある。

取組項目

○避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定、及び実践に即した検証。

具体的な取組

○最上川上流県管理河川のうち、洪水予報河川(2河川)についてタイムラインを策定する。

村山総合支庁管内	須川
置賜総合支庁管内	屋代川

○最上川上流県管理河川のうち、水位周知河川(30河川)についてタイムラインの検討を行う。

村山総合支庁管内	石子沢川、立谷川、馬見ヶ崎川、村山高瀬川、小鶴沢川、前川、倉津川、乱川、押切川
村山総合支庁(西庁舎)管内	月布川、沼川、寒河江川
村山総合支庁(北庁舎)管内	村山野川、白水川、日塔川、大旦川、富並川
置賜総合支庁管内	最上川、掘立川、羽黒川、天王川、砂川、鬼面川、吉野川、誕生川、織機川、犬川、黒川
置賜総合支庁(西庁舎)管内	置賜白川、置賜野川

ソフト対策の主な取組(資料4のP26, P32参照)

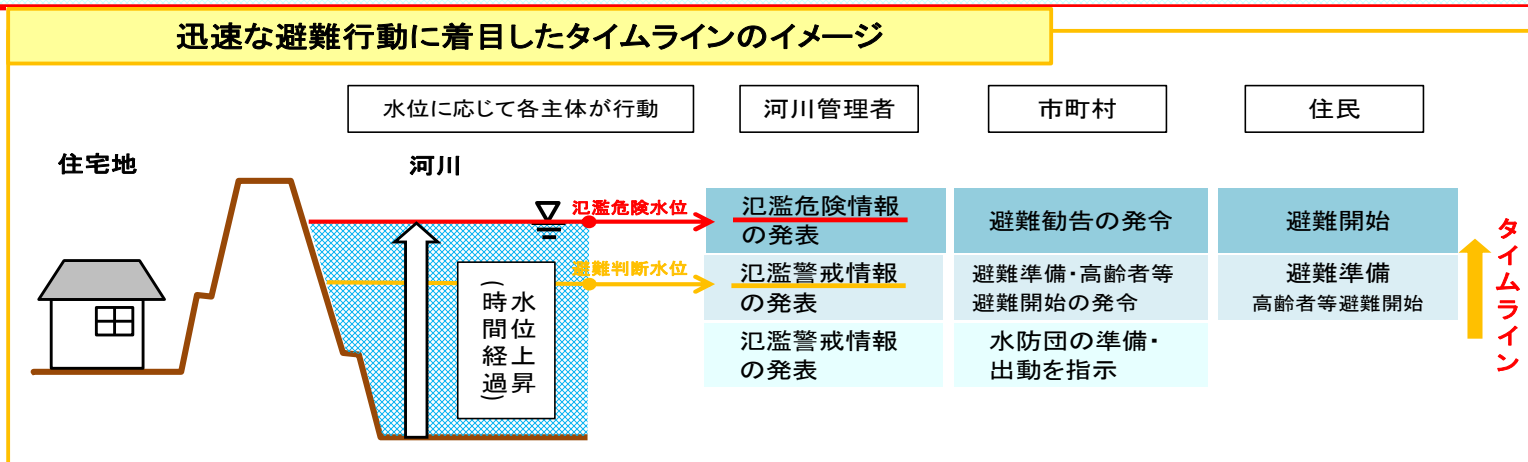
○洪水予報河川のタイムライン策定

想定した豪雨の時間的な流れに対して、各危険水位の到達時間と情報伝達、避難勧告、住民の避難行動をまとめたタイムラインを策定する。

○水位周知河川のタイムライン検討

水位周知河川では、**水位の上昇が速い**ことから、想定した豪雨の時間的な流れに対して、避難行動が間に合わない可能性がある。このため、各危険水位の到達時間と情報伝達、避難勧告、住民の避難行動をまとめるだけでなく、観測雨量と水位上昇の関係を整理し、**迅速な避難行動に繋がるタイムラインの検討**を行う。

迅速な避難行動に着目したタイムラインのイメージ



水害対応タイムライン(例)

時系列	気象・水象情報 (気象台・国・県)	山形県 (総合支庁)	市町村	住民等
-72h	◇大雨に関する山形県気象情報(随時)			・テレビ等による気象等の情報収集
-48h	◇大雨注意報・洪水注意報発表	【注意体制】	・水防団への注意喚起	・ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
-6h	氾濫注意水位到達	氾濫注意情報 水防警報(出動)	第二次防災体制 ・水防団の出動 ・避難所開設の準備等	
-4h	避難判断水位到達	氾濫警戒情報	第三次防災体制 ・要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報伝達	要配慮者避難開始
-2h	氾濫危険水位到達 ◇大雨特別警報発表	氾濫危険情報	第四次防災体制 ・大雨特別警報の住民への周知	避難開始
0h	堤防天端水位到達・越流	氾濫発生情報		自主防災会、消防団等による避難誘導 避難完了

ソフト対策の主な取組(資料4のP26, P32参照)

現 状

○堤防決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、国・県から関係自治体首長に対してホットラインで情報を伝達している。

課 題

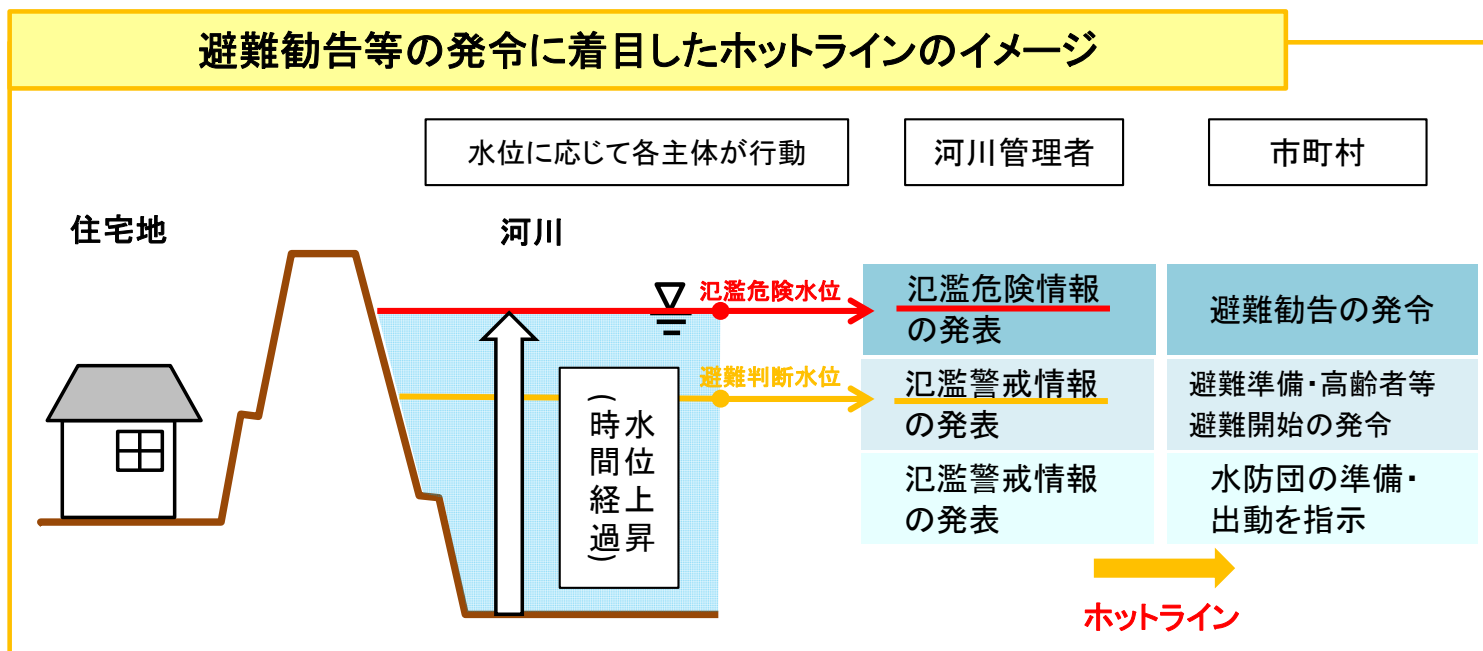
○河川管理者は、自治体の的確な避難勧告、指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。

取組項目

○ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用。

具体的な取組

山形県では、今年度「山形県水防計画書」にホットラインの取組を位置付け、電話による首長への河川氾濫の危険情報の伝達を推進している。



○ホットラインの取組を推進しながら、提供情報の充実を図っていく。

ソフト対策の主な取組(資料4のP28, P32参照)

現 状

- 出水期前に、河川管理者、自治体、水防団等と合同で重要水防箇所の巡視を行っている。県管理河川では、市町からの依頼のあった箇所について、合同での巡視を行っている。
- 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準、避難確保計画策定のための支援策が定められていない。

課 題

- 現在の団員数で被災の可能性が高い箇所を重点的に巡視する必要がある。また、水防団員の確保対策が必要である。
- 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準設定、避難確保計画策定及び避難訓練について、関係機関の支援検討を行う必要がある。

取組項目

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検。
- 関係機関が連携した実働水防訓練の実施(国、県、複数の市町が参加する訓練)



合同巡視状況

具体的な取組

- 実施体制を検討した上で、**全市町において重要水防箇所の巡視を実施。**
 ※重要水防箇所数が多い事から、実施箇所の選定が必要。
 ※直轄の合同点検箇所に県管理河川を加えることを検討。
- 要配慮者利用施設の避難訓練に対する関係機関の支援策を検討する。**

重要水防箇所数一覧																	
総合支庁	担当支部名	河川数	総数(箇所)	理 由													
				無 堤		堤防高		堤防断面		法崩れ・すべり		漏 水		水衝・洗掘		工作物	
				A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B		
置賜	東南置賜	15	39	0	5	3	9	0	4	0	0	1	4	1	11	0	1
	西置賜	16	23	1	6	2	3	0	0	0	0	0	0	1	5	5	0
村山	東南村山	28	66	18	1	12	12	1	3	0	0	0	5	6	8	0	0
	西村山	14	28	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	5	5	1	1
	北村山	8	13	0	0	0	6	0	4	0	0	0	1	0	2	0	0
計			169	19	12	29	34	1	11	0	0	1	10	13	31	6	2

※理由A, Bの区分[A:最も重要な区間、B:次に重要な区間]
 ※北村山の箇所数は、尾花沢市・大石田町の箇所数を除いた箇所数

ソフト対策の主な取組(資料4のP30参照)

現 状

- 自治体の災害復旧経験者が不足している。
- 災害情報については、県を通じて共有が図られている。

課 題

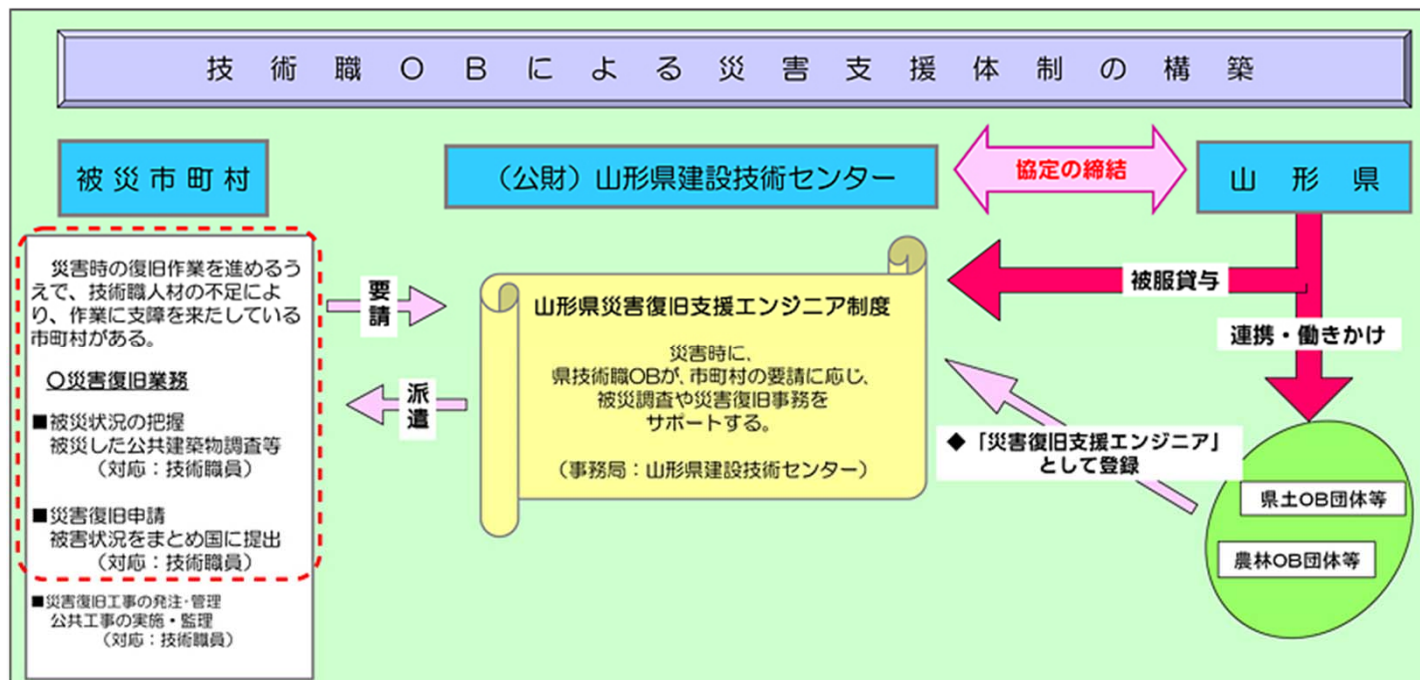
- 自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための育成・支援体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有の取組を継続する必要がある。

取組項目

- 山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用。毎年、県主催の災害復旧事業担当者研修会を実施
- 水防演習、ロールプレイングを実施。人材不足を補うための育成・支援体制の強化。

具体的な取組

- これまで実施してきた取組を継続して推進する。
- 相互支援体制、人材育成策、共有すべき情報の内容について検討する。



②最上川上流域の概要と主な課題への加筆事項

最上川上流域の概要と主な課題（資料4のP3参照）

○最上川上流域の県管理河川の特徴として、下記の内容を加筆しています。

一方、県管理河川は、山地の降雨が短時間で平地にいたり、洪水が一時に集中する特性を有していることから、短時間で浸水被害が生ずる。

最上川上流域県管理区間の河幅・河川勾配の概要
（洪水予報河川・水位周知河川の水位観測所箇所数一覧表）

地区名		村山	西村山	北村山	置賜	西置賜	計
河幅	100m以上	3	2	0	0	0	5
	50m～100m	7	0	4	6	2	19
	50m未満	9	2	4	8	0	23
	計	19	4	8	14	2	47
勾配	1/1000未満	1	0	0	0	0	1
	1/200～1/1000	6	2	1	7	1	17
	1/200以上	12	2	7	7	1	29
	計	19	4	8	14	2	47

※洪水予報河川・水位周知河川(32河川)の水位観測所(47箇所)の現況を分類した一覧表

③現状の取組状況への加筆事項

現状の取組状況(資料4のP7参照)

□現状

変更案	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・直轄管理区間では6時間先の水位予測、県管理区間の洪水予報河川では3時間先の水位予測を行い、避難勧告、指示発令等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁、山形県・気象庁共同発表)を自治体向けに通知している。 	県管理河川の追加に伴い、県管理河川の現状を加筆
<ul style="list-style-type: none"> ・直轄管理区間に堤防決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、山形河川国道事務所長国・県から関係自治体首長に対してホットラインで情報を伝達している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・台風性豪雨を対象としたタイムライン(案)を整備している。 ・県では、水防法に基づく河川管理者、関係機関の対応をまとめたタイムライン(案)は作成しているが、河川毎のタイムラインは作成していない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・危険水位等設定河川以外の河川について、避難勧告の発令対象区域、発令判断基準が設定されていない。 	「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき確認した現状を加筆

□課題

変更案	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・危険水位等設定河川以外の河川について、<u>避難勧告の発令対象区域、発令判断基準の設定に向けて検討が必要である。</u> 	「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき整理した課題を加筆

現状の取組状況(資料4のP9参照)

□現状

変更案	理由
・ 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準、避難確保計画策定のための支援策が定められていない。	水防法の改正により、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画策定等の義務化を受け、現状として加筆
・ 大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準、計画のチェック項目が定められていない。	水防法では、大規模工場等の浸水防止計画策定等が努力義務とされていることから、その現状を把握して加筆

□課題

変更案	理由
・ 要配慮者利用施設の施設選定の統一基準設定、避難確保計画策定及び避難訓練について、関係機関の支援検討を行う必要がある。	水防法の改正により、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画策定等の義務化を受け、その課題について加筆
・ 大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準及び避難計画の記載内容について、検討を行う必要がある。	水防法では、大規模工場等の浸水防止計画策定等が努力義務とされていることから、整理した課題について加筆

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・ 計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・ 指示に従わないときはその旨を公表。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

現状の取組状況(資料4のP11, 12, 14, 15参照)

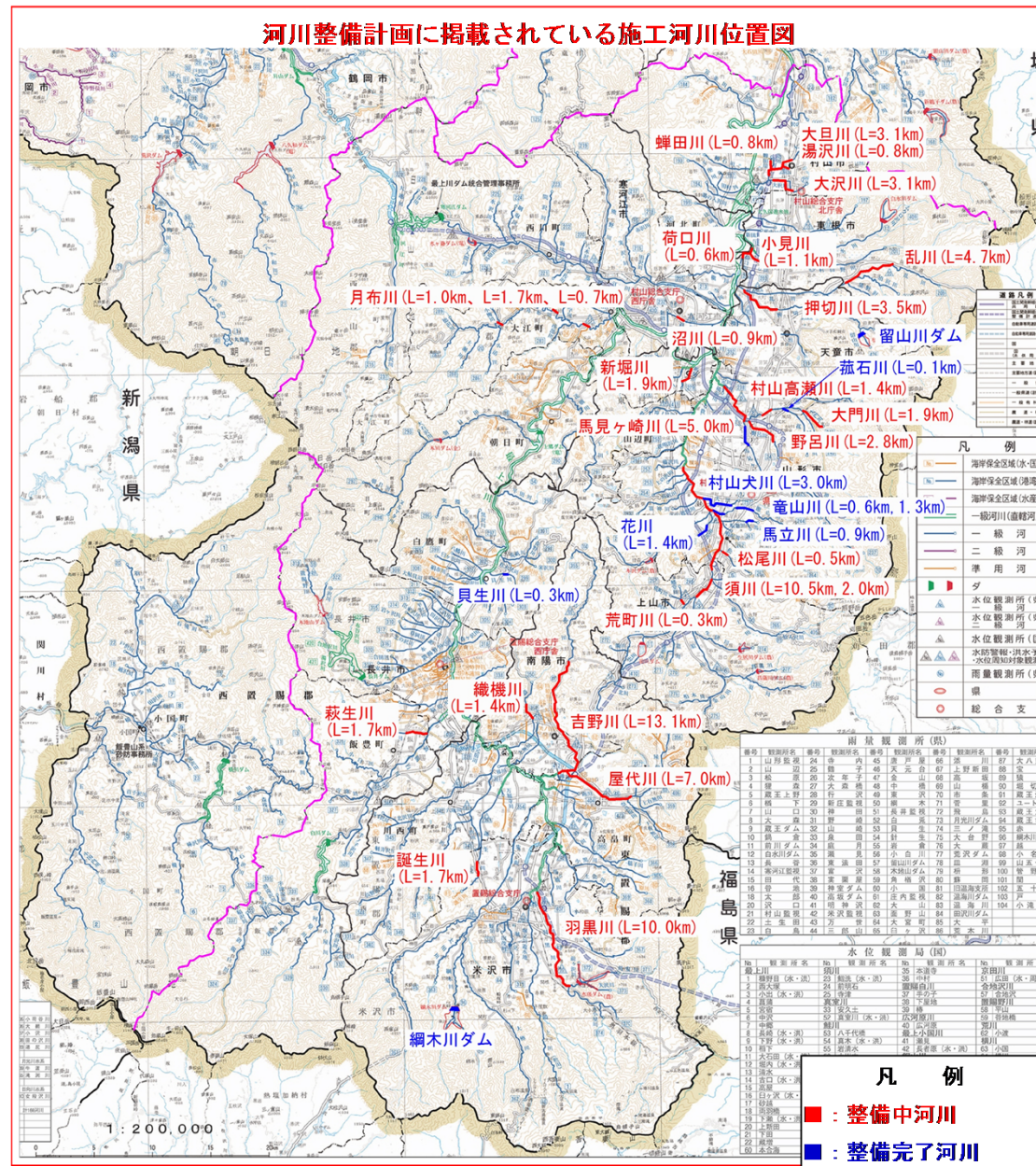
□現状

項	変更案	理由
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大降雨に対する洪水浸水想定区域図を検討しており、直轄管理区間については平成28年度中に公表する済み。県管理河川では、洪水浸水想定区域公表対象河川32河川について、順次作成・公表を進めている。 	県管理河川の追加に伴い、県管理河川の現状を加筆
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最上川及び支川の直轄管理区間において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を山形河川国道事務所のHP等で公表している。また、県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川の計画規模降雨による浸水想定区域図を県のHP等で公表している。 	
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2回、河川管理者が徒歩による堤防点検を実施している。県管理河川では、毎年1回徒歩による堤防点検を実施し、5ヶ年で全有堤区間の点検が完了するように計画的に実施している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水期前に、河川管理者、自治体、水防団等と合同で重要水防箇所への巡視を行っている。県管理河川では、市町からの依頼のあった箇所について、合同での巡視を行っている。 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ステーション、側帯、堤防裏小段等に、根固めブロック、玉石、土砂等の水防資機材を備蓄している。県管理河川では、土のう袋等の水防資材を水防倉庫に備蓄している。 	

現状の取組状況(資料4のP17, 18参照)

課題

変更案	理由
<p>・昭和42年8月洪水（羽越水害）と同規模の洪水に対して、堤防越水、漏水等による破堤の発生頻度や発生個所を軽減する必要がある。県管理河川では、戦後最大規模の降雨に対する安全性確保を推進するとともに、現況河川の堆積土砂撤去・支障木伐採により流下能力の維持・向上を図る必要がある。</p>	<p>県管理河川の追加に伴い、公表している河川整備計画への掲載内容を反映した県管理河川の課題を加筆</p>



④要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成推進について

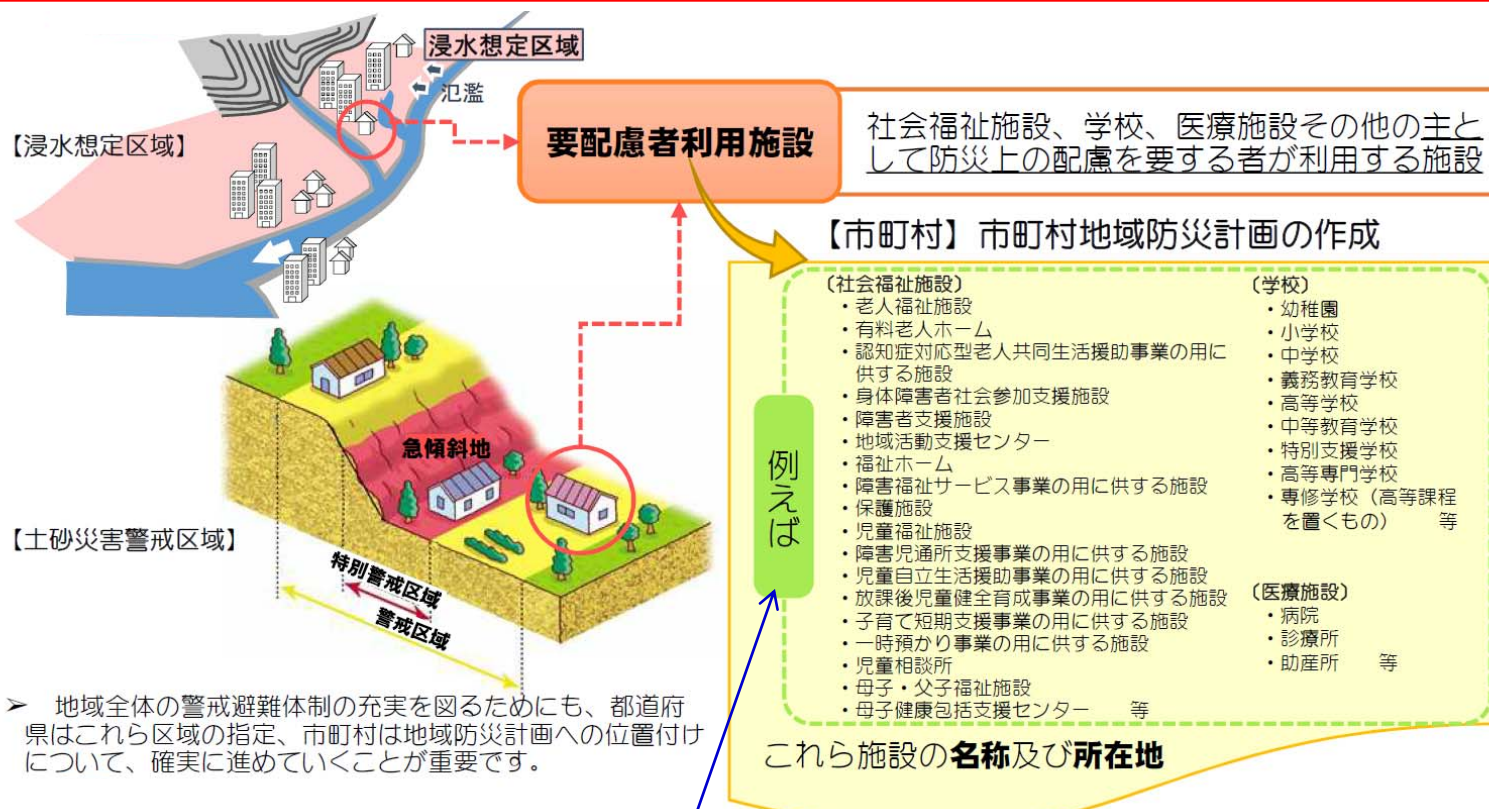
要配慮者利用施設に係る水防法等の改正概要

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が**義務**となりました。頻度

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※H29. 6. 19付け国水政12号の施行通知に記載されている例示施設

要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成推進

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

① 防災体制 ② 避難誘導 ③ 施設の整備 ④ 防災教育及び訓練の実施 ⑤ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合） ⑥ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

○施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。

※現在、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域内の全ての要配慮者利用施設が掲載されているわけではありません。今後、市町村地域防災計画に掲載する施設の種別等について幹事会で議論していくこととしています。

※市町村は、市町村地域防災計画に、洪水浸水想定区域内に利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地を定める必要がある。（水防法第15条第1項第4号八）

手引き別冊の使い方 - 避難確保計画作成の手引き（抜粋）

- ①「作成支援編」を見ながら、「様式編」を記載します。
- ②不明な点は、市町村の防災部局及び福祉部局等と相談しながら作成してください。
- ③記載した「様式編」を市町村に提出してください。
- ④「作成支援編」と「様式編」の記載内容に従い、避難訓練を実施してください。



①作成支援編を見ながら
様式を記載



②不明な点は
市町村に相談



③市町村へ提出
(コピー可)

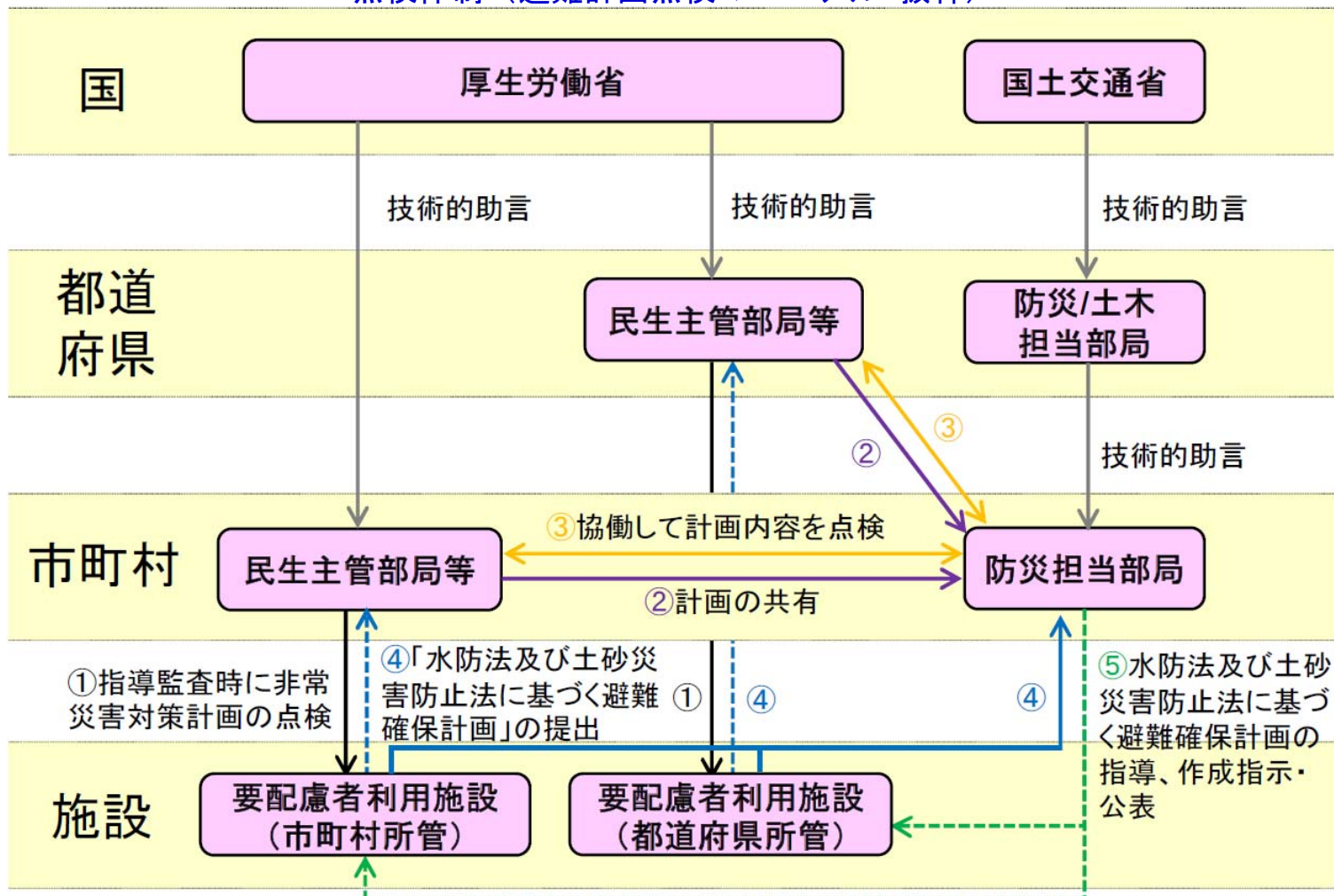
要配慮者利用施設に係る避難確保計画の確認

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

※県では、県関係各課による調整会議を12月に開催し、問い合わせ窓口の設置等を行う予定。

点検体制（避難計画点検マニュアル 抜粋）



要配慮者利用施設の避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要があります。

要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うことが重要です。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進することが望まれます。

※県では、既に土砂災害警戒区域内の施設において実施している避難訓練の支援を参考に、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難訓練への支援策の検討を行います。



避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



職員や利用者への学習会

